特集号
平成4年
1992年 7月

広報やわた

発行 八幡市役所
京都府八幡市八幡園内75
電話 (075)983-1111
編集 企画部秘書広報課

参議院議員通常選挙

投票日
7月26日(日)午前7時～午後6時

7月26日は、参議院議員通常選挙の投票日です。当日は、午前7時から午後6時まで、市内22カ所で投票所を開設します（下の表と略図を参考にしてください）。私たち国民の代表を決める大切な選挙です。貴重な一票を無駄にすることなく、よく考えて候補者（選挙区）、政党（比例代表）を選びましょう。

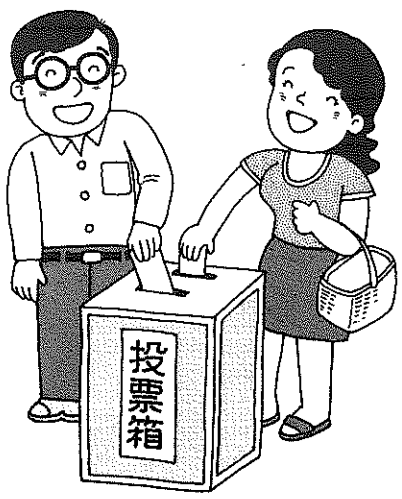

八幡市で投票できる人は

今回執行される参議院議員選挙に本市で投票できる人は、次のすべての条件を満たしている人です。

- ❶日本国民
- ❷平成4年4月7日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
- ❸昭和47年7月27日以前に生まれた人

不在者投票は7月25日まで

選挙権があるのに、何らかの理由で投票日に投票できない人のために「不在者投票制度」が設けられています。この制度を利用できるのは、次に掲げる事項に該当する人です。

- ❶投票区の区域外で職務や業務につく人
- ❷やむを得ない理由により、市外へ旅行または市外で滞在する人
- ❸指定された病院に入院、または老人ホームに入所している人（この場合、病院長などに申し出てください）

不在者投票ができる期間は、7月8日から7月25日までとなっています。

不在者投票をするときは、指定された病院に入院、または老人ホームに入所している場合を除き、市役所2階の選挙管理委員会事務局でその手続き（投票日に不在となることを申し出て、備え付けの宣誓用紙に理由を記載し署名押印して投票用紙の交付を受ける）をしてください。投票は、その場でしていただくことになります。この場合、印かんと投票所入場整理券が送付されている人は、同入場整理券もご持参ください。

なお、時間は午前8時30分から午後5時までの間で、土曜日、日曜日の受け付けも行っています。

在宅障害者は郵便投票も可

在宅の身体障害者のみなさんに選挙権行使の道を開くため、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

なお、請求最終日は投票日の4日前（7月22日）です。手続きに日数がかかりますので、早めに市選挙管理委員会に請求してください。

この方法で投票できるのは、次に掲げる人です。

【身体障害者手帳の所持者】 ①両下肢、体幹に障害のある人で、その障害が1級または2級の場合 ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に障害のある人で、その障害の程度が1級または3級の場合 ③前掲の①または②の障害のある人で、障害の程度が明確でないときは、京都府知事が①または②の障害と同程度と認めた場合

【戦傷病者手帳の所持者】 ①両下肢または体幹に障害のある人で、その障害の程度が特別項症から第二項症までの場合 ②心臓、じん臓、呼吸器に障害のある人で、その障害の程度が特別項症から第三項症までの場合 ③前掲の①または②の障害のある人で、障害の程度が明確でないときは京都府知事が①または②の障害と同程度と認めた場合

開票
午後7時から
八幡市文化センター大ホール

選挙公報を家庭へ配布

「選挙公報」は、私たちが選挙で候補者を選ぶとき、欠かすことのできない大切な資料です。遅くとも投票日の2日前までに各家庭にお届けしますので、参考にしてください。また、配布に当たり、1日でも早く各家庭に行き渡りますよう、関係者のみなさんのご協力をお願いします。

市内の転居は投票所に注意

八幡市内の中で住所変更された場合は、届出日によって投票所が変わります。

【今年6月30日までに届出した場合】 新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

【今年7月1日以降に届出した場合】 転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくことになります。

この場合「投票所入場整理券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日の当日、投票所で入場整理券の交付を受けてください。

点字や代理の投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。

また、候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の事務従事者が投票者本人から直接お聞きして、投票者の代わりに候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票」という制度があります。秘密は厳守しますので、投票所の係員にお気軽に申し出てください。

◆お問い合わせ
八幡市選挙管理委員会
☎983・1111（内線348）

投票所入場整理券を忘れずに

本市では、有権者のみなさんに「投票所入場整理券」を郵送し、これを投票日に投票所へ持って来ていただき投票する〝整理券方式〟を採用しています。投票日には忘れずにこの整理券を持参してください。なお、整理券が投票日の3日前になっても届かない場合には、市選挙管理委員会（☎983―1111）へお問い合わせください。また万一、整理券を紛失されたときは、投票日の当日に投票所の係員に申し出てください。

投票所の設置場所一覧表

投票区	区域	投票所設置場所
1	一区(一部)・男山(吉井の一部)	志水公民館
2	二区（双栗を含む）	八幡小学校体育館
3	三区（一部）	山柴公民館
4	四区（一部）	橋本公民館
5	五区	川口コミュニティーセンター
6	六区	南ヶ丘隣保館
7	上区	上区公会堂
8	中区	都々城市民センター
9	下区	都集会所
10	内里	内里公会堂
11	戸津（一部）	戸津中央会議所
12	美濃山・八幡御幸谷(一部)・戸津御幸谷（一部）	男山東中学校体育館
13	長町・樋ノ口・高原	長町南集会所
14	男山（金振・竹園の一部）	八幡第二小学校体育館
15	男山（石城・弓岡）	男山第二中学校体育館
16	男山（八望・泉）	中央センター集会所
17	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)	男山第三中学校体育館
18	四区（一部）・西山地域	橋本小学校体育館
19	三区（一部）	くすのき保育園
20	男山（松里・吉井の一部） 八幡（長谷の一部・月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・御幸谷の一部・南山・備前・中ノ山・安居塚・水珀・福禄谷の一部）	八幡第四小学校体育館
21	男山（香呂・竹園の一部）	南センター集会所
22	八幡(柿ヶ谷・福禄谷の一部・長谷の一部)	柿ヶ谷集会所

一部地域で投票区が変更

八幡御幸谷の一部地域の投票所が、第20投票所（八幡第四小学校）に変更になりますので、ご注意ください。

【変更地域】 八幡御幸谷69番地台以外にお住まいの方
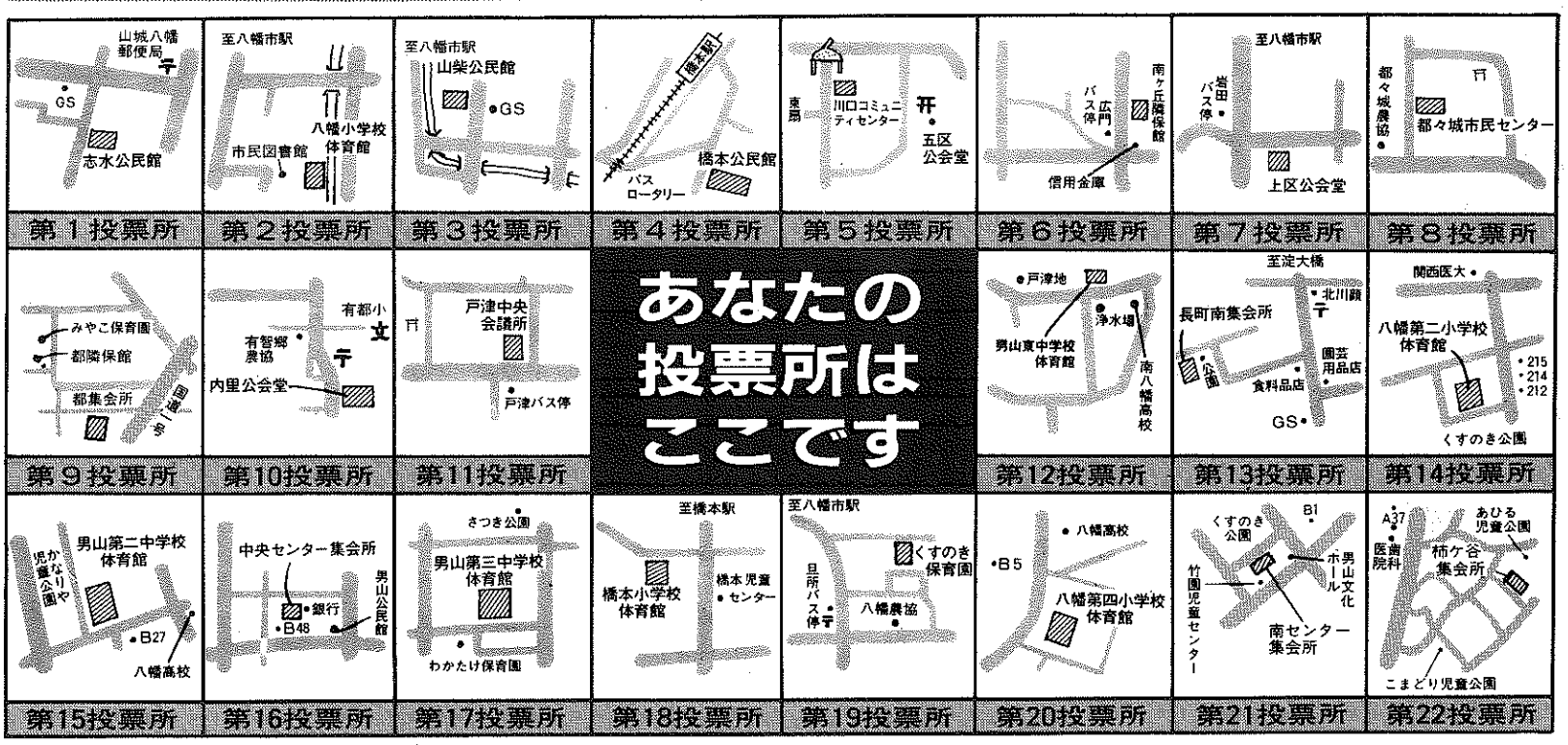
あなたの投票所はここです